

政策総務常任委員会 提出資料

◎所管事項

- 1 県の出資法人について 1

平成23年2月15日
総務部

県の出資法人について

1 出資法人に対する県の関与について

本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資する法人（以下「出資法人」といいます。）は104団体であり、出資法人に対する県の関与として、以下のようなものがあります（P.4 別紙1 参照）。

1) 出資者としての関与

【地方自治法に基づくもの】

- ・財政状況の公表（第243条の3第2項）
- ・予算の執行に関する長の調査権（第221条第3項）
- ・財政的援助団体監査（第199条第7項）

【「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」に基づくもの】

- ・事業・情報公開・財務運営・法人形態の転換に対する助言等（第4条・第5条・第7条・第10条）
- ・団体経営評価（第9条）
- ・出資割合・役員及び職員の派遣、支援等の適宜見直し（第11条）

2) 公益法人（特例民法法人並びに公益社団法人及び公益財団法人）の指導監督庁としての関与

2 「団体経営評価」の概要

出資法人に対する関与は、出資法人を所管する各部局が主体的に行っていますが、「団体経営評価」については、総務部がとりまとめを行っています。

団体経営評価は、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」（平成14年3月26日制定・10月1日施行）（以下「条例」といいます。）第9条の規定に基づき、毎年1回実施し、その結果を議会へ報告し、公表しています。平成15年から開始し、これまでに8回実施しています。

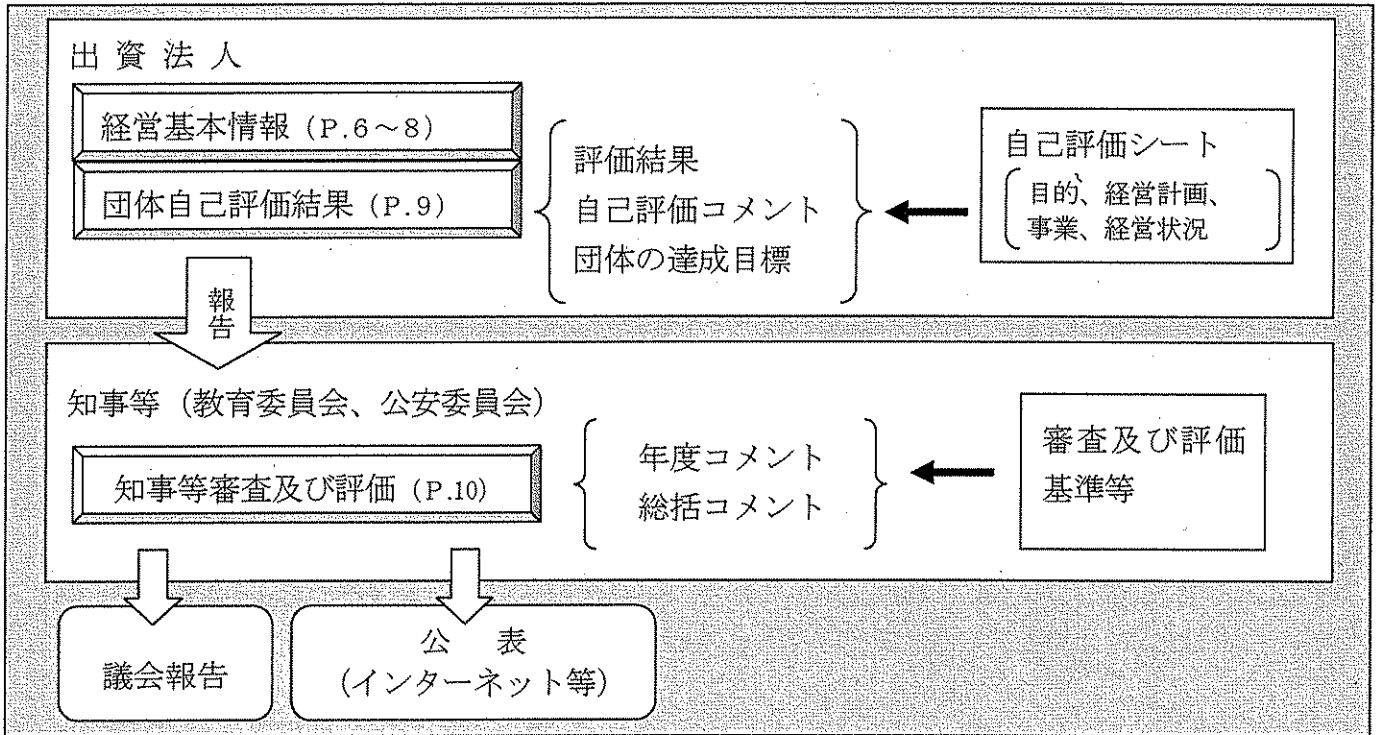
(1) 評価の目的

条例に規定された評価は、県民に対して法人の事業実施等の状況や目的の達成度合い等を明らかにすること、また、条例に定める知事の助言等を、的確にできるようにすることを目的としています。

(2) 評価の対象団体（P.5 別紙2 参照）

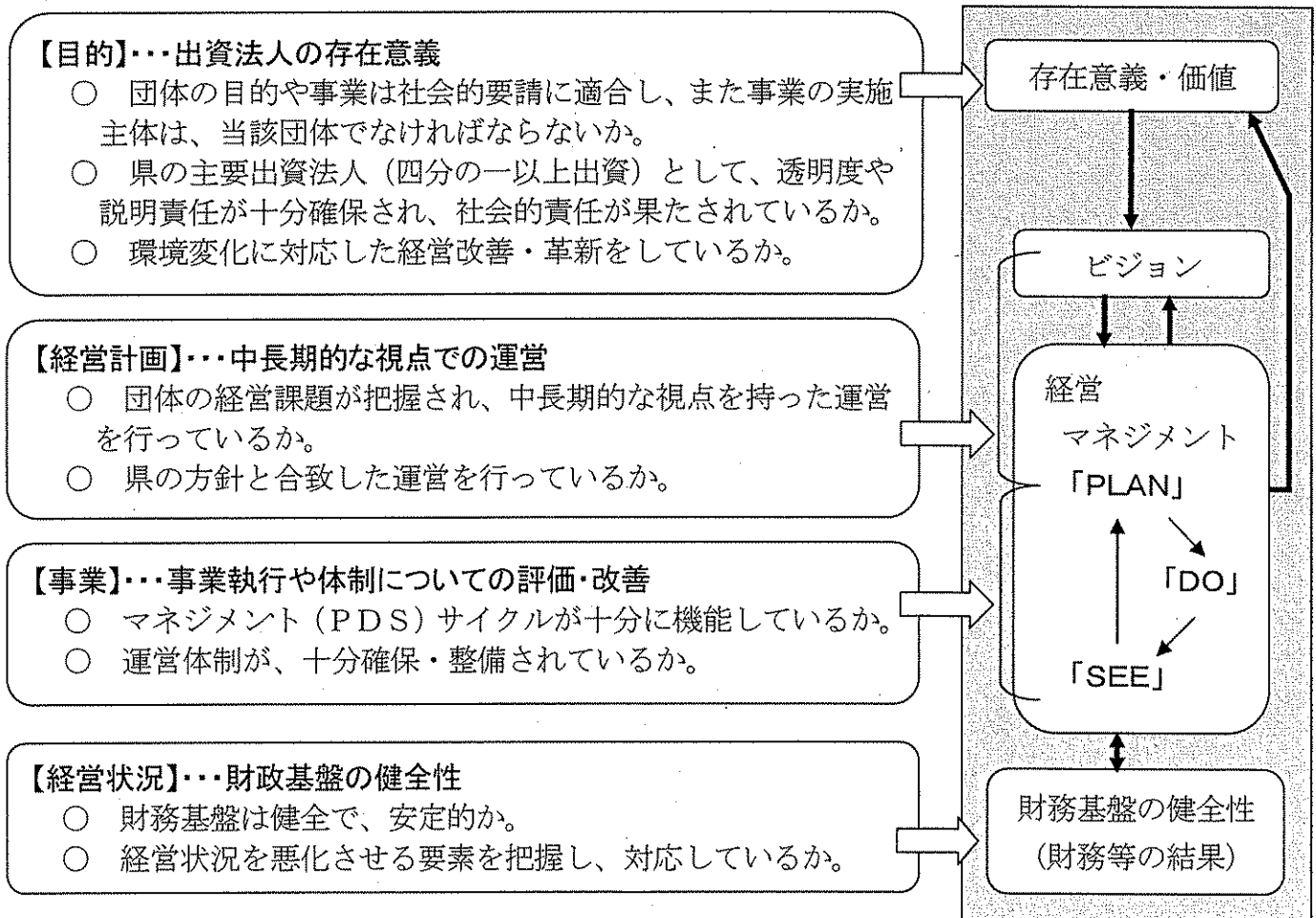
二分の一以上出資団体（12団体）については、団体の評価報告を受け、審査及び評価を行うことを義務付けられておりますが、一方、四分の一以上二分の一未満出資団体（18団体）については、努力義務となっております。

(3) 評価の仕組み



(4) 評価の内容

条例第9条の規定により、出資法人ごとの「目的、事業、経営計画及び経営状況」について評価を行います。



(5) 取組実績

初めて団体経営評価を実施した平成15年度はC評価以下となった団体が38団体中15団体であったのに比べ、平成22年度に実施した団体経営評価でC評価以下となった団体は30団体中4団体と大幅に減少しました。

また、ほぼすべての団体が中長期経営計画を策定するなど、団体の自主・自立的な運営に貢献しています。

		H15実施				H22実施			
		目的	経営計画	事業	経営状況	目的	経営計画	事業	経営状況
政策	伊勢鉄道(株)	A	A	A	C	A	A	A	A
	(株)サイバーウェーブジャパン	A	B	B	A	/	/	/	/
生活・文化	(財)三重県労働福祉協会	A	A	B	A	/	/	/	/
	(財)三重県文化振興事業団	A	B	B	B	A	A	A	A
	(財)三重県国際交流財団	A	A	A	C	A	A	B	B
	(社)三重県青少年育成県民会議	B	B	C	B	/	/	/	/
	(株)三重データクラフト	A	A	A	B	A	A	A	A
	(財)三重県立美術館協力会	A	A	A	B	A	B	B	A
	(財)国史跡齋宮跡保存協会	B	B	C	B	B	B	B	B
健康福祉	(社福)三重県厚生事業団	B	B	B	B	A	A	A	A
	(財)三重ボランティア基金	B	B	B	B	B	B	B	B
	(財)三重子どもわかもの育成財団	/	/	/	/	A	A	A	B
	(財)三重県小動物施設管理公社	B	B	B	C	B	A	B	A
	(財)三重県救急医療情報センター	B	B	B	C	B	B	B	B
	(財)三重県生活衛生営業指導センター	B	C	B	C	B	B	B	B
	(財)三重県老人福祉休養施設管理センター	B	B	B	C	/	/	/	/
	(財)三重県国民年金福祉協会	A	C	B	B	/	/	/	/
環境森林	(財)三重県環境保全事業団	A	A	A	B	B	B	B	C
	(社)三重県緑化推進協会	A	B	B	B	B	B	B	B
農水商工	(財)三重ビクターズ推進機構	B	B	C	B	/	/	/	/
	(財)三重県漁業協同組合合併対策基金	B	A	B	B	/	/	/	/
	(財)三重県農林水産支援センター	B	B	A	C	A	A	B	C
	(株)三重県松阪食肉公社	B	A	B	B	A	B	B	B
	(株)三重県四日市畜産公社	A	A	A	B	A	B	B	C
	(社)三重県畜産協会	A	B	B	A	A	B	B	B
	(財)三重県産業支援センター	B	C	B	C	A	B	B	B
	(財)三重県水産振興事業団	B	B	A	B	A	B	B	B
	三重県信用保証協会	A	A	B	B	/	/	/	/
	(財)三重北勢地域地場産業振興センター	A	B	B	B	A	B	B	B
	三重県漁業信用基金協会	B	B	B	B	B	B	B	B
	(社)三重県青果物価格安定基金協会	B	B	B	B	B	B	B	A
	県土整備	三重県土地開発公社	A	A	B	C	A	A	B
三重県住宅供給公社		B	B	B	C	B	B	B	B
三重県道路公社		B	B	B	B	A	B	B	B
(財)三重県下水道公社		A	A	A	B	A	A	A	A
教育委員会	(財)伊勢湾海洋スポーツセンター	B	B	B	B	B	C	B	B
	(財)三重県武道振興会	A	B	B	C	B	B	B	B
	(財)三重県国際教育協会	A	B	B	B	/	/	/	/
警察	(財)暴力追放三重県民センター	A	B	B	B	A	A	A	A
C又はD評価の団体数		0	3	3	11	0	1	0	3

出資法人に対する県の関与について

出資者としての関与

地方自治法による関与	
関係各部署 1/2 以上出資団体	①財政状況の公表等（第 243 条の 3 第 2 項） …事業計画、決算概要の議会報告（6 月会議）※予算調整室とりまとめ ②予算の執行に関する長の調査権等（第 221 条第 3 項） …予算・決算書の徴収（必要に応じて実地調査）
監査委員事務局 1/4 以上出資団体	①財政的援助団体等監査（第 199 条第 7 項） …出納その他の事務の執行に関する監査
「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」による関与	
関係各部署 1/4 以上出資団体 (③のみ出資法人全て)	①事業（第 4 条）情報公開（第 5 条）、財務運営（第 7 条）、法人形態の転換（第 10 条）に対し必要に応じて助言等を行う。 ②目的、事業、経営計画及び経営状況の評価を行い、その結果を報告するよう求める。（団体経営評価（第 9 条））※経営総務室とりまとめ ③出資割合、役員及び職員の派遣、支援その他県の出資法人への関わり方について適宜見直しに努める。（第 11 条）

(参考)特例民法法人の監督官庁としての関与

旧民法による関与	
主務官庁 (関係各部署)	①公益法人の設立許可の取消（第 71 条） ②定款変更の認可（第 38 条第 2 項） ③解散した法人の財産処分の許可（第 72 条）※処分方法の規定のないもの
「県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例」による関与	
主務官庁 (関係各部署)	①設立許可の取消（第 26 条、第 27 条） ②社団法人の定款変更（第 7 条）及び財団法人の寄附行為変更の認可（第 8 条） ③基本財産の処分又は担保の提供の認可（第 10 条） ④事業計画書等（第 13 条）及び事業報告書等（第 14 条）の審査、助言 …公益法人の立入検査(2 年に 1 回) ⑤残余財産の処分の許可（第 20 条） ⑥解散の認可（第 21 条第 2 項） ほか

※特例民法法人とは、旧民法第 34 条に基づいて設立されてきた公益法人のこと。公益法人制度改革関連三法の施行(平成 20 年 12 月 1 日)に伴い、特例民法法人は、平成 25 年 11 月 30 日までに一般社団法人及び一般財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人への移行が求められている。上記規定は新制度移行までの間、特例民法法人に適用される。

出資法人のうち、団体経営評価の対象となる団体

□ : 1/2以上出資団体 ■ : 1/4以上1/2未満出資団体

別紙2

所管部	団体名	代表者	資本金・基本財産等(千円)	県出資額	県出資割合	設立目的・事業内容等
政策部	1 伊勢鉄道(株)	代表取締役社長 森井 修治	360,000	144,000	40.0%	地方鉄道の運営
生活・文化部	2 (財)三重県文化振興事業団	理事長 飯田 俊司	2,000,000	2,000,000	100.0%	芸術文化、生涯学習、男女共同参画社会づくり
	3 (財)三重県国際交流財団	理事長 内田 淳正	490,236	356,892	72.8%	国際交流に関する情報収集・提供、事業の企画・推進、日本語指導教材開発
	4 (株)三重データクラフト	代表取締役社長 姥 康博	50,000	19,500	39.0%	障害者の雇用促進、GADによる図面・データ作成
	5 (財)三重県立美術館協力会	理事長 谷川 憲三	45,000	15,000	33.3%	美術に関する調査研究、美術館の事業活動への協力
	6 (財)国史跡斎宮跡保存協会	理事長 中山 正美	108,738	50,000	46.0%	国史跡斎宮跡の保存・活用、歴史体験学習業務、斎宮歴史博物館受付業務
健康福祉部	7 (社福)三重県厚生事業団	理事長 宮村 由久	10,000	10,000	100.0%	知的障害者(児)施設の設置経営、三重県身体障害者総合福祉センターの管理経営
	8 (財)三重ボランティア基金	理事長 野呂 昭彦	766,165	300,000	39.2%	ボランティアの育成、活動助成、指導者教育
	9 (財)三重こどもわかもの育成財団	理事長 竹林 武一	410,260	260,000	63.4%	青少年・児童健全育成に関する啓発、地域活動、みえこどもの城の管理運営
	10 (財)三重県小動物施設管理公社	理事長 真伏 秀樹	10,000	10,000	100.0%	保健所が収容した小動物の回収・処分・保護・抑留
	11 (財)三重県救急医療情報センター	理事長 中嶋 寛	10,520	5,000	47.5%	最寄りの医療機関案内等、救急医療の情報提供
	12 (財)三重県生活衛生営業指導センター	理事長 小林 充	5,000	2,000	40.0%	生活環境衛生関係営業、衛生施設の維持、改善向上、経営相談等
環境森林部	13 (財)三重県環境保全事業団	理事長 油家 正	155,800	48,290	31.0%	産業廃棄物の最終処分、環境影響調査、水質検査、廃棄物処理センター事業
	14 (社)三重県緑化推進協会	会長 川喜田 久	330,458	135,202	40.9%	緑化推進、緑の募金
農水商工部	15 (財)三重県農林水産支援センター	理事長 中西 正明	2,731,000	2,281,000	83.5%	農林水産業の担い手確保、農家等の経営合理化、農村等の健全発展
	16 (株)三重県松阪食肉公社	代表取締役社長 山中 光茂	100,000	32,396	32.4%	食肉処理施設の管理運営
	17 (株)三重県四日市畜産公社	代表取締役社長 山中 正則	100,000	25,000	25.0%	食肉処理施設・食肉卸売市場の運営
	18 (社)三重県畜産協会	会長理事 田中 利宣	166,300	78,300	47.1%	畜産振興、畜産経営者・団体の運営指導、家畜・畜産物の価格安定
	19 (財)三重県産業支援センター	理事長 福井 信行	1,318,958	647,408	49.1%	新産業の創出、地域産業の振興、ベンチャー支援
	20 (財)三重県水産振興事業団	理事長 永富 洋一	2,892,861	1,490,000	51.5%	水産動物の種苗生産、栽培漁業の普及啓蒙、新水産技術の開発
	21 (財)三重北勢地域地場産業振興センター	理事長 早川 勝彦	22,030	7,000	31.8%	地場産業の健全育成、地場産品のPR、販路拡大
	22 三重県漁業信用基金協会	理事長 坂 憲正	1,137,950	429,300	37.7%	中小漁業者の金融円滑化のための債務保証
	23 (社)三重県青果物価格安定基金協会	会長理事 田中 利宣	421,830	119,000	28.2%	青果物の価格安定、果実の計画生産・計画出荷の促進
県土整備部	24 三重県土地開発公社	理事長 高杉 勲	5,200	5,200	100.0%	公有地の取得、造成、管理、処分
	25 三重県住宅供給公社	理事長 高杉 勲	5,000	5,000	100.0%	住宅の分譲
	26 三重県道路公社	理事長 高杉 勲	1,750,000	1,750,000	100.0%	有料道路の維持・管理・運営
	27 (財)三重県下水道公社	理事長 田岡 光生	56,000	28,000	50.0%	流域下水道の維持管理、下水道技術者の養成
教育委員会	28 (財)伊勢湾海洋スポーツセンター	理事長 松田 直久	305,600	89,217	29.2%	ヨット教室、安全講習会、ヨットレース
	29 (財)三重県武道振興会	理事長 舟橋 裕幸	20,223	10,000	49.4%	武道の普及振興、武道館の維持管理
警察	30 (財)暴力追放三重県民センター	理事長 渡部 邦夫	1,058,100	738,100	69.8%	暴力団員による不当行為に対する広報活動、相談活動、被害者救済

団体名	
-----	--

【経営基本情報】

○ 団体の基本情報

所在地			
HPアドレス			
電話番号		FAX番号	
設立年月日	団体の設立年月日及び設立後の統合等、重要な変更の内容		
代表者		県所管部等	
県出資額	円	県出資比率	%
団体の目的	基本財産(または資本金)等のうち県出資額の占める割合		

○ 主な事業内容

[事業規模(事業費)]

(単位:千円)

事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	備考
(1)				
全事業合計に占める割合	平成21年度の事業規模(事業費、売上高等)の上位3事業の事業規模			
(2)				
全事業合計に占める割合				
(3)				
全事業合計に占める割合				
(4) (1)~(3)以外の事業				
全事業合計に占める割合				
全事業合計				
全事業合計に占める割合				

[事業の概要]

- (1)
 - (2)
 - (3)
 - (4)
- 上記の表に記載した事業の概要

○ 役職員の状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	備考
常勤役員	週3日以上出勤している役員数			常勤役員の平均年齢・年収
うち、県退職者	人	人	人	H21平均年齢※: 歳
うち、県派遣	人	人	人	H21平均年収※: 千円
常勤正規職員	週3日以上出勤し、かつ期限付き採用でない職員数			常勤正規職員の平均年齢・年収
うち、県退職者	人	人	人	H21平均年齢※: 歳
うち、県派遣	人	人	人	H21平均年収※: 千円
その他職員	週3日以上出勤し、かつ期限付きで採用されている職員数			
うち、県退職者	人	人	人	

※派遣職員は含まない

団体名	
-----	--

○財務概況(公益法人会計用)

		(単位:千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度
正味財産増減計算書	経常収益	基本財産運用益			
		受託事業収益			
		受取補助金・助成金			
		自己収益			
		その他収益			
		計 (a)			
	経常費用	事業費			
		管理費			
		計 (b)			
		当期経常増減額 (c)=(a)-(b)			
	経常外収益 (d)				
	経常外費用 (e)				
	当期経常外増減額 (f)=(d)-(e)				
	当期一般正味財産増減額 (g)=(c)+(f)				
	当期指定正味財産増減額 (h)				
	当期正味財産増減額合計 (g)+(h)				
貸借対照表	資産	流動資産			
		固定資産			
		計			
	負債	流動負債			
		固定負債			
		計 (i)			
	指定正味財産	(うち、基本財産への充当額)			
		(j)			
一般正味財産	(うち、基本財産への充当額)				
	(k)				
	正味財産合計 (l)=(j)+(k)				
	負債・正味財産合計 (i)+(l)				
		資産=負債+正味財産			

主な指標	正味財産比率	正味財産/(負債+正味財産)	財務の安定性を示す指標で高い方が良い
	借入金依存率	借入金/(負債+正味財産)	財務の安定性を示す指標で低い方が良い
	基本財産運用利率	基本財産運用益/基本財産	財務の安定性を示す指標で高い方が良い
	自己収益比率	自己収益/(経常費用-受託事業費)	財務の安定性を示す指標で高い方が良い
	当期経常増減率	当期経常増減額/経常収益	財務の収益性を示す指標で高い方が良い
	総資産当期経常増減率	当期経常増減額/(負債+正味財産)	財務の収益性を示す指標で高い方が良い
	人件費比率	人件費/経常費用	財務の効率性を示す指標で低い方が良い
	管理費比率	管理費/経常費用	財務の効率性を示す指標で低い方が良い

県からの財政的支援等	委託料	千円	当該年度中に県から受け入れた金額
	補助金・助成金	千円	
	負担金	千円	
	借入金(期中に借り入れた額の合計)	千円	
	その他県支出金(追加出資額等)	千円	
	計	千円	
	借入金残高(期末残高)	千円	当該年度末の残高
	債務保証額(期末残高)	千円	
	損失補償限度額	千円	
	損失補償契約に係る債務残高(期末残高)	千円	

団体名	
-----	--

○財務概況(企業会計用)

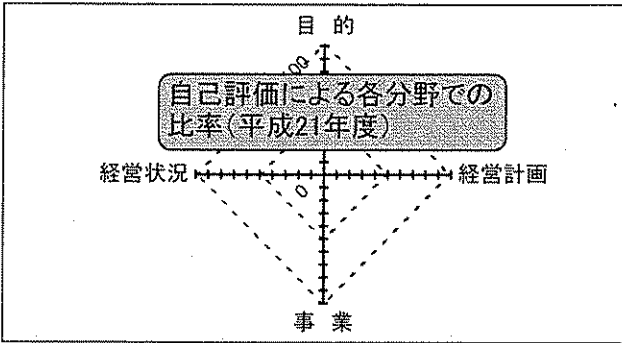
		(単位:千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
損益計算書	営業利益(損失)	売上高 (a)				
		売上原価 (b)				
		販売費・一般管理費 (c)				
			(d)=(a)-(b)-(c)			
	経常利益(損失)	営業外収益 (e)				
		営業外費用 (f)				
			(g)=(d)+(e)-(f)			
	当期純利益(損失)	特別利益 (h)				
		特別損失 (i)				
		法人税等 (j)				
		(k)=(g)+(h)-(i)-(j)				
貸借対照表	資産	流動資産				
		固定資産				
		繰延資産				
		資産合計				
	負債	流動負債				
		固定負債				
		計				
	純資産	資本金(基本金)				
		剰余金(累積欠損金)等				
		計				
	負債・純資産合計					

主な指標	自己資本比率	純資産/(負債+純資産)	財務の安定性を示す指標で高い方が良い
	流動比率	流動資産/流動負債	財務の安定性を示す指標で高い方が良い
	借入金依存率	借入金残高/(負債+純資産)	財務の安定性を示す指標で低い方が良い
	売上高営業利益率	営業利益/売上高	収益性を示す指標で高い方が良い
	総資産経常利益率	経常利益/資産合計	収益性を示す指標で高い方が良い
	人件費比率	人件費/売上高	財務の効率性を示す指標で低い方が良い

県からの財政的支援等	委託料	千円	当該年度中に県から受け入れた金額
	補助金・助成金	千円	
	負担金	千円	
	借入金(期中に借り入れた額の合計)	千円	
	その他県支出金(追加出資額等)	千円	
	計	千円	
	借入金残高(期末残高)	千円	当該年度末の残高
	債務保証額(期末残高)	千円	
	損失補償限度額	千円	
	損失補償契約に係る債務残高(期末残高)	千円	

団体名	
-----	--

【団体自己評価結果】



A(90%~100%): 良好な事象や傾向がみられる
 C(30%~59%): 改善を要する

	19年度	20年度	21年度
	比率: 評価	比率: 評価	比率: 評価
目的			
経営計画			
事業			
経営状況			

「比率」欄:
 「団体自己評価シート」に基づいた各部門毎の評点
 「評価」欄:
 下の凡例に従ったA~Dの評価

B(60%~89%): やや良好な事象や傾向がみられる
 D(0%~29%): 大いに改善を要する

《団体自己評価コメント》

21年度コメント	
目的	上記の評価結果や、経営課題、取組方針等に関する団体のコメント
経営計画	
事業	
経営状況	
総括コメント	上記4部門を総括した団体のコメント

《団体の達成目標》

- 年次事業計画による達成目標
 《定性目標》

平成21年度目標	
平成21年度実績	
平成22年度目標	

《定量目標》

指標	数値目標	単位	目標	実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
団体が掲げている達成すべき定量目標			目標				
			実績				
			目標				
			実績				

- 中長期計画による達成目標

団体が策定した中長期計画に掲げている目標及び達成年度

団体名	
-----	--

【知事等の審査及び評価結果】

+ : 団体自己評価結果に比べて高く評価(良好な点が認められる)
 - : 団体自己評価結果に比べて低く評価(課題が認められる)
 空白: 団体自己評価結果と概ね同じ評価

	19年度	20年度	21年度	21年度コメント
目的	団体の所管部局が、各分野の自己評価結果を審査及び評価した結果 ※団体の自己評価と比べて高く評価した(良好な点が認められる)場合は「+」、低く評価した(課題が認められる)場合は「-」を記入し、概ね同じ評価の場合は空白			団体の所管部局が、各分野別の自己評価結果を審査及び評価したコメント ※県として法人の取組状況や成果等について、より評価できる点や課題が認められる点を記入
経営計画				
事業				
経営状況				

《知事等の総括コメント》

上記審査及び評価を踏まえた県の立場からのコメント
(記載項目)

- ・法人全般についての取組状況、成果、事業実施の状況
- ・法人の自己評価の内容
- ・法人が抱える課題とそれらに対する法人の取組方針
- ・今後の県の方針

地 方 自 治 法 (昭和22年法律第67号)

第百九十九条

⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

(予算の執行に関する長の調査権等)

第二百二十一条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前二項の規定は、※普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

※ 地方自治法施行令第百五十二条参照

(財政状況の公表等)

第二百四十三条の三

2 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)

第百五十二条 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 一 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
- 二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- 2 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の前項第二号に掲げる法人(この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、同号に掲げる法人とみなす。
- 3 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。
- 4 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託とする。

【参考条文2】

県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成14年三重県条例第41号）

（目的）

第一条 この条例は、社会経済情勢の変化に対応し、県が出資法人を通じて機動的かつ弾力的に実現しようとする多様な行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、県の出資法人への関わり方に係る基本的な事項を定め、もって公正で透明性の高い、簡素かつ効率的な県行政の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「出資法人」とは、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資する法人をいう。

2 この条例において「二分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が二分の一以上のものをいう。

3 この条例において「四分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一以上二分の一未満のものをいう。

4 この条例において「主要出資法人」とは、二分の一出資法人及び四分の一出資法人をいう。

5 この条例において「規則」とは、知事が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十五条第一項の規定により制定する規則、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条第一項の規定により制定する教育委員会規則及び公安委員会が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十八条第五項の規定により制定する公安委員会規則をいう。

（役割分担と協働）

第三条 県は、県と出資法人とが、各々の役割及び責任の分担を明確にし、出資法人の自律性を高めるとともに、両者が協働して、県民の福祉を向上させるよう努めなければならない。

（事業）

第四条 知事、教育委員会又は公安委員会（以下「知事等」という。）は、その所管に係る主要出資法人がその目的に照らし、適切な内容の事業を効果的かつ効率的に行うよう、必要に応じて、助言、指導又は勧告（以下「助言等」という。）を行うものとする。

（情報公開）

第五条 知事等は、その所管に係る主要出資法人が情報公開を積極的に推進するよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

（役員）

第六条 知事等は、その所管に係る主要出資法人の理事、監事その他の役員について、その職責にかんがみ、適任者が選任されるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。ただし、法令、定款又は寄附行為において、役員を選任が知事の任命又は認可によることが定められている主要出資法人については、この限りでない。

（財務運営）

第七条 知事等は、その所管に係る主要出資法人において、適切な会計処理、安全かつ確実な資産運用等適正な財務運営が行われるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

（県の委託業務等）

第八条 県がその業務を出資法人に委託する場合の委託料の金額は、当該業務の対価として相当なものでなければならない。

2 県が出資法人に対して交付する補助金、交付金その他これに類するものについては、当該出資法人の目的及び事業に即したものでなければならない。

（評価）

第九条 知事等は、規則で定めるところにより、毎年一回、その所管に係る二分の一出資法人に対して、当該二分の一出資法人が自らその目的、事業、経営計画及び経営状況の評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

2 知事等は、前項の規定による報告について、あらかじめ定める基準に従い、審査及び評価を行うものとする。

3 知事等は、その所管に係る四分の一出資法人に対して、前二項の規定の例により、報告を求め、審査及び評価を行うよう努めなければならない。

4 知事は、前二項の規定による審査及び評価の結果について、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(法人形態の転換等)

第十条 知事等は、その所管に係る主要出資法人に対して、当該主要出資法人の目的の達成の程度、事業の実施状況、組織の実態等にかんがみ、必要と認めるときは、統廃合、解散又は法人の形態の転換について、助言等を行うものとする。

2 知事等は、その所管に係る主要出資法人がその基本財産その他の資産の運用益を財源として実施することを予定していた事業のうち、社会経済情勢の変化その他の理由により当該運用益によって財源を確保することが困難となっているものであって、かつ、当該主要出資法人の目的及び当該主要出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の達成のために有用と認められるものであるときは、当該事業の全部又は一部を公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託により実施することについて、助言等を行うものとする。

(出資割合等の見直し)

第十一条 知事等は、その所管に係る出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的と出資法人の自律的運営とを勘案して、出資の割合、役員及び職員の派遣、支援その他県の出資法人への関わり方について、適宜見直しに努めなければならない。

2 県は、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一未満のものについて、県の施策を実現する上で特に県の関わり方を強める必要があると認める場合には、その必要の程度に応じて、県の出資の割合を四分の一又は二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

3 県は、四分の一出資法人について、県の施策を実現する上で特に必要があると認める場合には、県の出資の割合を二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

(自律的運営等への配慮)

第十二条 知事等は、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定の適用について、出資法人の自律的運営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

(教育委員会等所管主要出資法人の特例)

第十三条 知事は、教育委員会又は公安委員会の所管に係る主要出資法人について、必要と認めるときは、当該委員会に対して、第四条から第七条まで及び第十条の規定による助言等を行うよう求めることができる。

(出資)

第十四条 県は、出資法人に係る出資を行うに当たっては、出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の確実かつ効果的な達成の可能性、県の財政的負担、人的支援その他県の関わり方に関する事項について、充分配慮しなければならない。

2 県は、次の各号のいずれかに該当する出資、出えん又は信託を行う場合には、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、法令に定めのある場合を除く。

一 法人に対する県の出資の割合が四分の一以上になる場合の出資又は出えん

二 四分の一出資法人に対する出資又は出えんにより県の出資の割合が二分の一以上になる場合の出資又は出えん

三 七千万円以上の出資、出えん又は信託（地方自治法第二百三十五条の四第一項の規定による歳計現金の保管及び同法第二百四十一条第二項の規定による基金の運用の場合を除く。）

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

2 第九条の規定は、この条例の施行の日以後に事業年度が終了する主要出資法人の当該事業年度に係る評価から適用する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県条例第二十七号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、（中略）県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例第十条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

[後略]